

発する列車の機関士に対して交付する券をいう。この通券をチケットと呼ぶことがある。票券閉塞式または票券隔時法では、一閉塞運転区間に通票の備付が1個にかぎられているので、同一方向に2以上の列車が運転されるときには、通票にかわるものとして通券を発行するのである。通券は通券箱に収容された厚紙のカード式のもので、表面にはその閉塞区間の通票の穴形を赤色で表わすこととしている。通券は通票を通券箱に納入しないと取出すことができない装置となっている。これは通票のある停車場からでなければ、通票所属の閉塞区間に列車を発車させることができないという原則を、構構的に通券箱にもたせたものである。(三和達忠)

つこうぜい 通行税 通行税はこれを沿革的にみれば、戦争ばっ発等に起因する国家財政上の必要にもとづいて、戦時税的な傾向を帯びて制定されるものであって、戦争終了後においても財政上の財源として、引きつづき存置される形態を採っている。また一方優等旅客に対する奢侈税(しゃしぜい)的な性格を有する租税であって、わが国を初め欧米諸国においても徴収している。しかしながら本来奢侈税的なものであるはずの通行税が、老幼婦女子または病弱者が、平安な旅行をするため利用する2等に対して課税されている実状なので、通行税は早い機会に廃止されるか、または1等旅客に対してだけ課税されるよう改められることが望ましい。

現在のわが国における通行税は、昭和15・3法律第43号をもって公布された**通行税法**にもとづいて、昭和15・4・1から施行されているものであって、この通行税法は16箇条よりなり、公布後逐次改正されて現在に及んでいる。通行税法に制定されている主要事項についてみると、つぎのとおりである。

1 納税義務者 原則として汽車、電車、乗合自動車、汽船および航空機の乗客すべてである。

2 税 率 旅客運賃・急行料金・寝台料金・特別2等車料金または特別2等船室料金の $\frac{20}{100}$ とする。

航空機の旅客運賃・急行料金については、昭和30・7・1からその税率が $\frac{10}{100}$ となり、半減措置が採られている。

3 非 課 税 つぎに掲げる乗客には、原則として通行税を課さない。(1) 第3号および第4号に掲げる者を除くのはか・汽車・電車・乗合自動車・汽船の3等の乗客 (2) 第3号および第4号に掲げる者を除くのはか・汽船の2等の乗客 (3) 通行税法施行地外から通行税法施行地内に来る乗客 (4) 通行税法施行地内から通行税法施行地外にゆく乗客。ただしつぎに掲げるそれぞれの通行税は、賦課される。(1) 第1号または第2号に掲げる乗客の支払う寝台料金に対する通行税 (2) 第3号または第4号に掲げる乗客(汽車等の3等の乗客および汽船の2等の乗客を除く)の支払う通行税法施行地内にある停車場(飛行場を含む、以下同じ)間の旅客運賃・急行料金または寝台料金に対する通行税 (3) 第3号または第4号に掲げる者が汽車等の3等の乗客または汽船の2等の乗客として支払う通行税法施行地内にある停車場間の寝台料金に対する通行税。

したがって3等旅客については寝台料金以外はすべて非課税となり、また2等旅客については航路旅客運賃だけが非課税となっている。

4 徴 収 汽車または航空機による運輸業を営む者が旅客運賃・急行料金または寝台料金を徴収する際、納税義務者である乗客から徴収し、翌月末日までに政府に納入しなければならないことになっている。

通行税法にもとづいて、国鉄の旅客運賃・料金は、つぎのとおりとなっている。

1 通行税を課せられる旅客運賃・料金

(1) 旅客運賃 鉄道の1・2等に対して課税されている。

したがって非課税となるのは、鉄道の3等および航路の2・3等である。

(2) 急行料金 列車の急行料金については、1・2等の特別急行料金・普通急行料金・準急行料金に対して課税されている。

(3) 寝台料金 列車の寝台料金についてはすべて課税されている。また航路の寝台料金については、汽船2等寝台料金に対してだけ課税されている。

(4) 特別2等車料金および特別2等船室料金 特別2等車および特別2等船室を利用する鉄道2等および航路2等に対してそれぞれ課税される。

2 税 率 前号に列挙した旅客運賃・各種料金に対して、通行税法上定められているそれぞれの $\frac{20}{100}$ の税率が適用される。旅客運賃・各種料金に対して $\frac{20}{100}$ の税率を適用した場合の端数の整理については、通行税法附則第4項の規定にもとづき、通行税法施行規則(昭和15・3 勅令第152号)の附則において、国鉄の定める方法によることとなっているが、この端数整理方法はつぎのとおりである。

(1) 鉄道の大人1・2等普通旅客運賃にあっては、旅客の乗車する発着区間のキロ程を、普通旅客運賃の賃率における距離刻みのキロ程にしたがって区分し、これに各々その賃率を乗じた額を合計し、その合計額にこれの2割の通行税相当額を加え、つぎによって整理した額とする。

ア 2等普通旅客運賃にあっては、20円から20円ごとの額に端数整理するものとし、20円未満の端数整理方はつぎによる。(ア) 乗車区間が150kmまでのものについては、10円未満は切り捨て、10円以上は切り上げる。(イ) 乗車区間が150kmをこえるものについては20円未満は切り上げる。

イ 1等普通旅客運賃にあっては、40円から40円ごとの額に端数整理するものとし、40円未満の端数の整理方はつぎによる。(ア) 乗車区間が150kmまでのものについては、20円未満は切り捨て、20円以上は切り上げる。(イ) 乗車区間が150kmをこえるものについては、40円未満は切り上げる。

(2) 鉄道の2等普通定期旅客運賃にあっては、国有鉄道運賃法第5条の規定によって定めた額に、これの2割の通行税相当額を加え、10円未満の端数を10円に切り上げて計算した額としている。

(3) 1・2等の急行料金にあっては、国有鉄道運賃法第6条に定める額に、これの2割の通行税相当額を加え、10円未満の端数のあるものは、これを切り捨てた額とする。

(4) 列車の2等寝台料金、汽船の2等寝台料金、特別2等車料金および特別2等船室料金にあっては、それぞれ国有鉄道運賃法第6条の規定によって定めた額に、その2割の通行税相当額を加えた額そのまゝを、それぞれの料金としているので、別段に端数整理を行っていない。

3 非 課 税 通行税の非課税については、通行税法第3条に規定されているが、国鉄において非課税の取扱を受ける旅客としては現在実施していないが、将来乗車券類の委託発売を海外で行わせる場合には、海外で日本国内を乗車船するための乗車券類を旅客が購求する場合、通行税法第3条の規定により、非課税の取扱をすることになる。この場合の免税運賃・料金はつぎのとおりである。

(1) 鉄道の1・2等普通旅客運賃および2等普通定期旅客運賃にあっては、それぞれの運賃に含まれている通行税額(1円未満は切り捨て)を差し引いた額。